

# 奈良市公報

## 号外第17号

平成23年 9月 6日印刷発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 文書法制課長  
印刷所 関西印刷株式会社

### 目次

#### 監査

- 包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知… 1
- 地方自治法第242条第9項の規定により必要な措置を講じた旨の通知…………… 8
- 定期監査の監査結果…………… 9

### 監査

#### 奈良市監査委員告示第4号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別添のとおり公表します。

平成23年 3月23日

奈良市監査委員 吉田 肇  
同 中和田 守  
同 高杉 美根子  
同 松石 聖一  
奈公行第11号  
平成23年 3月 3日

奈良市監査委員 吉田 肇 様  
同 中和田 守 様  
同 高杉 美根子 様  
同 松石 聖一 様

奈良市長 仲川 元庸

包括外部監査の結果及び意見に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、当該監査の結果及び意見に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

平成15年度包括外部監査「土地の取得および売却の処理手続ならびに保有土地の管理状況について」の結果に対する措置状況について

#### 2. 奈良市土地開発公社について

##### (6) 長期保有土地について

##### ⑦ならまちセンター駐車場拡張事業

（担当部署：交通政策課、平成15年度包括外部監査の結果報告書70ページ）

#### 【監査結果】

##### (a) 経緯

ならまちセンター駐車場拡張事業は、平成4年度に奈

良市土地開発公社が取得し、平成5年度に奈良市が買戻して駐車場を建設する計画であり、平成4年9月には奈良県知事に事業認定申請書を提出している。しかし、平成5年度以降予算要求を続けているものの認められず、当該事業は進んでいない。

##### (b) 現況

砂利敷きの状態で大型車両用駐車場として使用している。一部は駐車場事務所となっている。

##### (c) 問題点

##### (ア) 長期保有による負担の増大

当該用地は、当初取得から10年が経過しており、その間の借入金利息などの経費は167,912千円にも上っている。

##### (イ) 供用済土地の買戻し

現在の管理部署は交通政策課であるが、買戻しをせずに事務所を建設し、駐車場として使用していることは問題である。早急に買戻す必要がある。

#### 【措置の内容】

当該所有地の買戻しについては、当初駐車場設置後早期に買戻しをする予定でありました。しかし、経済情勢の急激な変化に伴う財政事情の悪化等により予算措置できず、買戻しが遅れておりましたが、「土地開発公社の経営健全化に関する計画書」に基づき、平成22年7月に買戻しを行いました。

平成15年度包括外部監査「土地の取得および売却の処理手続ならびに保有土地の管理状況について」の意見に対する措置状況について

#### 2. 奈良市土地開発公社について

##### (2) 書類の保管状況について

（担当部署：土地開発公社、平成15年度包括外部監査の結果報告書51ページ）

#### 【意見】

保有土地に関する資料の一部が適切に保管されておらず、所在が不明であった。取得年度が相当に古い物件もあり、担当者が入れ替わっているためであると思われるが、少なくとも現在保有している土地については取得の経過や取引価額を確認できる資料を保管しておく必要がある。また、取得年度、金額、現況などが一覧できる台帳を整備することが望ましい。

#### 【措置の内容】

保有土地の資料の適正な保管及び取得年度、金額、現況などが一覧できる台帳の整備を行いました。

平成21年度包括外部監査「少子高齢化に関する財務事務について」の結果に対する措置状況について

## I. 少子化対応事業について

## 5. 認可保育事業の保育料について

①保育料の払い戻しは会計規則に基づき実施すべきである

(担当部署：保育課、平成21年度包括外部監査の結果報告書52ページ)

## 【監査結果】

概要で示したとおり、保育料の徴収過不足についても保育所で追加徴収または払戻しを行っている。しかし、現年度に属する歳入の過誤納となった金額を払戻ししようとするときは、保育課課長が速やかに戻出命令書を会計管理者に送付し、当該収入した科目から戻出手続きを経なければならぬところ(会計規則第22条)、実際は追加徴収した現金を払戻しに充てている。この状態では、帳簿上の現金残高と実際の現金残高が相違した場合、収入と支出のどちらに原因があるのか把握し難くなる。したがって、会計規則に基づいた事務手続きを経て保育料の払い戻しを行うべきである。

## 【措置の内容】

平成22年4月から奈良市公金取扱事務適正化方針を受け、会計規則に基づき実施しています。

平成21年度包括外部監査「少子高齢化に関する財務事務について」の意見に対する措置状況について

## I. 少子化対応事業について

## 2. 次世代育成支援行動計画について

①横断的に取り組む推進体制を整備すべきである

(担当部署：子育て課、平成21年度包括外部監査の結果報告書30ページ)

## 【意見】

策定指針によると、「次世代育成支援対策は、児童福祉、母子保健、商工労働、教育、住宅等の各分野にまたがるものであり、関係部局が連携して部局横断的に取り組む総合的な庁内の推進体制を整備することが重要である」(策定指針2.3)とされる。市においても関係部局間の連携を図るため推進本部が設置されている。

しかし、現在のところ、施策ごとに進捗状況を評価しているのみで、全庁的にいかなる課題があってどのように対処すべきか等話し合うような、俯瞰的な連携が図れていないところである。推進本部の設置が平成20年9月とまだ間もないこともあるが、策定指針においても利用者の視点に立って「個別事業の進捗状況(アウトプット)に加え、個別事業を束ねた施策や計画全体の進捗状況(アウトカム)についても点検・評価することが重要である」(策定指針3.4)と示しており、今後、速やかに体制を確立するよう検討されたい。例えば、市として幼保一体化を図るためには、保育所・幼稚園の統廃合、保育所職員・幼稚園教諭相互の配置転換などの課題が考えられる。そのためには、教育委員会を含めた関係部署において具体的な共通目標を設定し、点検・評価することが必要である。

また、少子化対応事業を進めるうえで財政面との調整は不可欠であり、庁内の他の会議体との連携を図り、推進本

部にて調整すべき課題の有無を把握し、議題に取り入れることが望ましい。

## 【措置の内容】

少子化対策を庁内横断的に取り組む組織として、平成20年9月に市長をはじめ副市長と少子化対策事業の関係部長で構成する「少子化対策推進本部」を設置しました。その幹事会及び作業部会において、市長部局、教育委員会の関係課が連携を取りながら後期行動計画を平成22年3月に策定し、少子化対策事業について推進しています。

②後期計画へつなげる課題の洗い出しを行うべきである

(担当部署：子育て課、平成21年度包括外部監査の結果報告書30ページ)

## 【意見】

後期計画は平成22年度から開始されることから、平成21年度中に策定することが必要である(策定指針3.3)。それにあたり、各種の資料を収集・分析し、その結果を計画の策定に活かしていくことが望ましく(策定指針3.2)、後期計画においては、前期計画の実施状況から判明する課題を洗い出し、その結果を後期計画に活かすことが有用である。

しかし、平成21年10月監査日現在において、課題は何であり後期計画ではどのように織り込むべきか等、一覧にして共有できる資料は作成されておらず、後期計画案もない状態である。例えば、前期計画において、通常保育事業の数値目標は入所児童数を設定しているが、潜在的な保育ニーズを捕捉し解消していくには、待機児童数とする方が適当であると考えられる。今後は推進本部が主導し、計画の進捗に応じて判明した課題はその都度、統一した様式に集約し、全庁的に常時、共有できるよう対処すべきである。また、その結果は、行動計画に基づく措置の実施の状況とともに公表することが望ましい。

## 【措置の内容】

後期行動計画の策定にあたり、子育て世代にニーズ調査を実施したうえで前期計画を見直し課題の洗い出しを行い後期行動計画の策定を行いました。

## 3. 認可保育事業の全般的事項について

④定期的に保育所の財務分析を行って運営指導に活かすべきである

(担当部署：保育課、平成21年度包括外部監査の結果報告書41ページ)

## 【意見】

公立保育所及び私立保育所の財政収支の状況は概要で示したとおりであるが、保育課では詳細な分析は行っていない。監査人が個々の保育所の財政収支のデータを基に、園児数の区分ごとに比較を行った結果、以下のとおりとなった。

<図表省略>

(a) 公立保育所について、いずれの指標を見ても園児数が多いほど人件費及び事務費が低く抑えられ、市の一般財源による負担も少なくなる傾向がある。公立では、

特に園児の少ない山間地域への保育サービスを提供しているため、ある程度の差は許容できるが、このような分析方法を用いて必要に応じて指導すべきである。

(b) 私立保育所については、100～149人の区分において純資産比率が低く、これは一部の保育所にて欠損（純資産がマイナス）が生じているのが要因である。保育のサービス提供の安定性を勘案すると、法人の財務状況を把握し、欠損が膨らむ前に適時に指導することが必要である。また、職員1人当たり人件費や事業活動支出対人件費比率を見ると、100～149人及び150人～199人の区分においてやや低くなっている。

一般的には1人当たりコストの低さは効率的であることを意味するが、職員の待遇が保育の質にも関連することを考慮すると、必ずしも低いことが優位であるわけではない。よって、人件費に格差がある場合、給与テーブルに差があるのか、職員の平均年齢に差があるのか、正規職員と臨時職員の人数比に差があるのか等、要因を明らかにしておき、保育の質に影響しないよう必要に応じて、保育課から各保育所の運営法人に対して指導すべきである。

園児1人当たり事業費支出を見ると、人数の多い区分ほど規模のメリットを活かし、事業費が低く抑えられる傾向がある。それゆえ、ある程度の差は許容できるが、必要に応じて法人指導担当部署と連携し、各保育所の運営法人に対して運営方法を指導すべきである。

(c) 上表の園児1人当たり人件費を公立・私立で比較してみると、いずれの区分においても公立の方がおよそ2倍程度の水準となっている。監査人が、保育所の職員人件費について、市の公立及び私立で比較を行ったところ、以下のとおりとなった。

<図表省略>

私立保育所では公立保育所よりも正規職員の比率が高いにもかかわらず、1人当たり人件費が低いということは、正規職員の勤続年数がより低いか、あるいは給与テーブルで公立職員と格差がある等の要因が考えられる。市から私立保育所へ支払う運営委託料（「6. 認可保育事業の委託料及び補助金について」参照）には人件費が含まれており、国家公務員の給与テーブルをベースとしているとのことである。もし、私立の給与テーブルが国家公務員のそれより低い場合は、保育の質に影響を及ぼしていないかを検討し、必要に応じて各保育所の運営法人に対して運営方法の指導を行うべきである。

(d) 園児1人当たり事業費についても公立と私立で比較してみると、私立保育所がコスト高の傾向があるため、当該指標の上位を一覧にしたところ以下のとおりとなった。

<図表省略>

私立保育所には特別保育を実施しているところが含まれており、特別保育事業を実施しない公立保育所と比べると、コストを引き上げる要因の一つになると予

測される。ただし、経費のむだが生じている場合も考えられ、その場合は法人の健全運営に支障をきたすおそれもある。そのため、必要に応じて保育課から各保育所の運営法人に対して運営方法の指導を行うことが必要である。

【措置の内容】

社会福祉法人の指導監査の担当課である福祉総務課と共に年度ごとの指導監査を実施し、財務状況を把握し、指導をしているところではありますが、今後はなお一層の内容精査をし、適切な運営指導をしていきます。

4. 認可保育所の入所に関わる手続について

②入所審査には点数制を導入すべきである

(担当部署：保育課、平成21年度包括外部監査の結果報告書49ページ)

【意見】

保育課では「保育所入所申込書」等の書類を基に、入所審査会を行い、個々の家庭状況や児童の状況を勘案しながら、いずれの児童をいずれの保育所に優先的に入所させるべきか、協議を行って判断している。しかし、明確な判断基準が無い状態で優先順位が決められるならば公平性・客観性が保たれているとは言い難い。さらに、入所希望が多い4月入所の審査は数百件に上る。そのため、保育課長以下、主に管理職で構成される入所審査会で発生する人件費を考慮すると、明確な判断基準がないことによりコスト面で非効率となっていることが考えられる。

他の自治体では、上記の点を改善するため審査基準に基づく点数制を採用しているところもある。保護者の状況を点数に置き換えて点数の高い児童から決定審査する方法であるため、数値による一律な判断が可能であるし、やや時間を要する点数の入力作業はあるものの管理職が行う必要はなく、点数によっても優先順位を付け難い児童についての協議に注力することができる。したがって、市においても、点数制による審査を採り入れることが、公平性・客観性・効率性の面から有効であると考えられる。

なお、審査基準の点数表は、あらかじめ入所案内で公表しておくことが必要である。

【措置の内容】

平成22年度より、点数制を導入し、入所審査基準の策定を行っています。また、審査基準の点数表の公表については、平成24年度保育所入所受付の開始に併せて実施することとしました。

6. 認可保育事業の委託料及び補助金について

①実績報告書の添付書類を省略する理由を起案書類に明記しておくべきである

(担当部署：保育課、平成21年度包括外部監査の結果報告書57ページ)

【意見】

社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱第8条には実績報告に必要な書類が掲げられており、事業実績報告書のほか、消費税仕入控除税額報告書副本等も定められている。しかし、今回関係書類を閲覧したところ、消費税仕入控

除税額報告書副本等は添付されていなかった。消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定したときは、その金額を返還しなければならないことに対応する趣旨であるが、市によると社会福祉法人には提出を求めているとのことであった。

社会福祉法人は課税売上が少なく免税になることが多いので省略しているものと思われるが、実際にそうであることは事業者を確認を行い、省略可能な場合は起案書類に明記しておくべきである。

#### 【措置の内容】

今後、社会福祉施設等施設整備費補助金交付の実績報告書に必要な添付書類を省略する場合は、理由を起案に明記します。

- ②民間保育所運営補助金の項目を簡素化すべきである  
(担当部署：保育課、平成21年度包括外部監査の結果報告書57ページ)

#### 【意見】

民間保育所運営補助金の内訳を見ると、市が独自に行う補助項目があり、国で定める最低基準を超えて行われた児童や職員の処遇改善等のための支出について助成を行う趣旨である。

しかし、項目が多岐にわたり、精算に際しても保育所はそれに応じた根拠証憑を提出し、市においてチェック作業が必要である。特に概要で表中の※の項目については、他市事例では児童数割や施設割といった項目で実施されており、市においても項目を簡素化すべきである。

#### 【措置の内容】

平成22年度は民間保育所運営補助金についての17項目を廃止統合することにより12項目に削減し、簡素化しました。

- ③随意契約の根拠法令は適切に記載すべきである  
(担当部署：保育課、平成21年度包括外部監査の結果報告書57ページ)

#### 【意見】

公立保育所の三城保育園はバス運行による園児の送迎委託が行われており、平成20年度において指名競争入札を実施したものの、入札日において応札者が1社であり、市では「入札者が1人であるときは、その入札は成立しないものとする」(契約規則第9条第2項、17条)と定めているため、入札不成立となった。本来は、再度入札を行うが、当該事業が過疎地域である事情から、保育課では再度入札しても応札が増える可能性が低いと判断し、後日、上記の1社と随意契約を行った。

しかし、決裁文書を閲覧したところ、随意契約の根拠法令として地方自治法施行令第167条の2第1項8号(競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき)と記載されていたが、このケースは該当しない。本来は、同条項2号(性質又は目的が競争入札に適しないとき)あるいは5号(緊急の必要により競争入札に付することができないとき)などがより妥当であると考えられる。随意契約の根拠法令は、事実にあったものを決裁文書に記載すべきである。

#### 【措置の内容】

今回の監査により指摘された随意契約については、平成21年度をもって事業が廃止となっておりますが、今後このような指摘を受けることが無いように、随意契約の根拠法令の記載については、十分に注意を払って適切に行います。

13. 乳幼児医療費助成制度・母子家庭医療費助成制度について

④受給者台帳のデータのバックアップを保管する場所を変えるべきである

(担当部署：福祉医療課、平成21年度包括外部監査の結果報告書70ページ)

#### 【意見】

受給者台帳のデータのバックアップはテープに毎日取っているが、そのテープをサーバーと同じラック内に保管している。バックアップテープをサーバーと同じ場所に保管していると、火災等が発生した場合には、サーバーにあるデータとバックアップデータの両方が消滅するおそれがある。このような事態を回避するため、他のシステムにおいてもバックアップテープはサーバーとは別の場所に保管すべきである。またバックアップテープは災害に耐えられるように保管する等の対応も必要である。

#### 【措置の内容】

福祉医療システムのサーバーが庁舎6階の情報政策課のサーバー室へ移転が完了したため、バックアップテープとサーバーが別々の保管場所となりました。

#### II. 高齢化対応事業について

##### 1. 老人保護施設措置事業について

- ①特別養護老人ホームの早急な整備を検討すべきである

(担当部署：介護福祉課、平成21年度包括外部監査の結果報告書74ページ)

#### 【意見】

市の養護老人ホームの入居者の状況は次のとおりである。  
<図表省略>

養護老人ホームの入居者のうち要介護者は42名であり、介護が必要な者が全体の29%を占めている。特別養護老人ホームへの入居申し込みは入居者が要介護1になった時点で行っているとのことである。しかし、特別養護老人ホームの待機者(要介護1～5に該当する者)が市全体では平成20年8月現在1,470名生じている(養護老人ホームの要介護者42名も含む)ため、特別養護老人ホームへ入居するのは難しく、仕方なく介護サービスを利用しながら、養護老人ホームに引き続き入居している状態である。明らかに特別養護老人ホームが不足している現状が伺える。

老人福祉施設における人員配置基準によると、特別養護老人ホームでは介護職を入居者3名に対し1名配置しなければならないが、養護老人ホームでは入居者10名に対し1名という配置になっている。つまり、養護老人ホームよりも特別養護老人ホームの方が手厚い介護を受けることができることとなる。要介護者の生活の質を確保するには特別養護老人ホームで介護を受けることが望ましいと考える。

また、養護老人ホームの待機者は毎年10人程度生じている。養護老人ホームの入居者のうち要介護者が特別養護老人ホームに入所することで、養護老人ホームの待機者を解消することが可能である。

したがって、特別養護老人ホームを早急に整備する必要があると思われる。しかし、厳しい財政状況を考慮すると市が特別養護老人ホームを建設することは難しく、少ないコストで福祉の向上を目指すことが求められる。そのためには、社会福祉法人が特別養護老人ホームの建設申請をしてこなければ増やすことは困難であるので、申請しやすい環境整備を行うことが望ましい。例えば、学校等の遊休資産を貸与する等が考えられる。また市全体で事業の見直しを行い、特別養護老人ホーム建設のための補助金（社会福祉施設等整備費補助金）を増額することが考えられる。

**【措置の内容】**

第4期介護保険事業計画（H21～H23）において特別養護老人ホーム150床の整備を実施しています。また、厚生労働省が推進する介護基盤の緊急整備施策により、第5期介護保険事業計画の施設整備分の50床を前倒しし、併せて200床の特別養護老人ホームの施設整備を進めています。平成24年度から始まる第5期介護保険事業計画においても、引き続き特別養護老人ホームの整備を行ってまいります。

②施設利用料の滞納金について、不納欠損処分ルールを定め、適切に処理すべきである。また督促ルールも定めるべきである

（担当部署：介護福祉課、平成21年度包括外部監査の結果報告書76ページ）

**【意見】**

平成21年10月1日現在の扶養義務者自己負担額の滞納状況は次のとおりである。〈図表省略〉

滞納となっているのは扶養義務者が支払う利用料であり、入居者本人が支払う利用料については養護老人ホームで通帳の管理を行っているため、滞納は生じていないとのことである。

平成20年度の監査委員による定期監査指摘事項でも「老人保護施設措置費自己負担金については、滞納繰越分がほとんど収納されていない。長期に亘っての滞納者に対しては、所在確認と支払能力など調査したうえで、法に基づき対処されるよう要望する」と指摘されている。平成11年以前の長期滞納金について実態調査等をしなければならないと考えているが、特に何も行ってないとのことである。

不納欠損処分についてのルールを早急に定め、滞納者の支払い能力等を調査・確認したうえで回収が見込めないものについては、所定のルールに基づき不納欠損処分すべきである。

**【措置の内容】**

老人福祉法第11条第1項等により、養護老人ホームに措置入所した者に要した費用については、市町村が支弁し当該措置に係る者（被措置者）または扶養義務者より、その負担能力に応じて費用を徴収しています。この被措置者等に対する金銭債権は、老人福祉法に基づき市町村長が被措

置者及び扶養義務者に対し、一方的に賦課徴収する性質をもっていることから、いわゆる公法上の債権と考えられています。

地方自治法において、このような地方公共団体を当事者とする金銭債権のうち、公法上の債権に対する消滅時効は同法第236条第1項の適用を受け5年間となっており、過去において督促及び納入通知の送付等をすれば時効の中断は図れるものの、効力が生じるのは初回のもののみと解され（昭和44. 2. 6行政実例）、それ以降5年を経過した債権は時効により徴収権が消滅となります。

つきましては、すでに消滅時効に該当する債権債務関係を長期間放置することは地方自治法第236条の趣旨からみても適当でない判断されるため、平成22年3月31日付けで、平成15年度分以前の滞納金の不納欠損処理を行いました。

今後、納期限から20日を過ぎて納付がない者に対して、書面で督促を行い、更に納付がない者には催告書や電話催告、また訪問等により徴収に努めてまいります。

③措置費の計算資料のチェック体制を整備することが望ましい

（担当部署：介護福祉課、平成21年度包括外部監査の結果報告書77ページ）

**【意見】**

介護サービス利用者負担加算分金額は、介護サービス利用者負担加算月額に支弁割合を掛け合わせて計算されている。介護福祉課は各養護老人ホームから提出された資料の本人の費用徴収階層、支弁割合の正確性の確認を行っていたが、介護サービス利用者負担加算月額の確認は行っていなかった。介護サービス利用者負担加算月額の正確性の確認は重要であり、介護サービス利用者負担加算月額の正確性を確認する体制を整備することが必要である。

この確認を行う方法として、例えば介護保険実地指導を実施する際に、介護給付係が介護サービスの内容の正確性について別の資料をもとに確認しているため、介護給付係が持っている居宅サービス費のデータと介護サービス利用者負担加算月額を突合することが考えられる。

**【措置の内容】**

介護サービス加算分及びやむを得ない措置に係る措置費については、入所者が利用した介護サービスの費用により決まるため、施設から提出された資料のチェックに加えて平成22年度から、給付係が管理しているサービス利用料の資料と照合を行うこととしました。

4. 老人福祉施設等整備費補助事業について

①県、市、事業者が老人福祉施設を建設する際の基準について理解を深めることが望ましい

（担当部署：介護福祉課、平成21年度包括外部監査の結果報告書80ページ）

**【意見】**

社会福祉法人が老人福祉施設を建設するには、市から設置許可を受け、県から介護保険上の介護指定を受ける必要がある。またそれぞれの社会福祉施設には設備基準が定め

られており、この基準を満たしていることが必要である。

今回、監査の過程で、「特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準」について、施設の設置許可が適切に行われていなかったのではないかと疑義が生じた事例が1件あったが、市が国に当該基準の解釈を問い合わせたところ、市が設置許可したことに問題がなかったことが判明した。

そもそもこのような事態が生じたのは、県や市で「特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準」について十分な理解ができていなかったこと、また県や市に判断を任されている部分について、県や市の方針が具体的に定められていなかったことにあると思われる。

老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図るためにも市は社会福祉施設を建設するために、必要な基準等の理解を深める必要がある。またこれらの基準等には、県や市に裁量を持たせている部分もあるため、県や市で協議して具体的な方針を定める必要がある。今後は社会福祉施設を建設するために必要な基準等についての理解を深めるための研修会を県、市及び事業者で連携して実施したり、奈良市(県)版としてわかりやすい設備基準のマニュアルを作成する等の再発防止策を検討することが望ましい。

#### 【措置の内容】

平成23年度から、特別養護老人ホームの際、図面等が確定する事前協議の段階で、施設整備を行う法人、県長寿社会課を含め、検討会を開催し、基準との整合性を図っています。

#### 5. 老春手帳優遇措置事業について

##### ①バス優待事業について

(担当部署：長寿福祉課、平成21年度包括外部監査の結果報告書82ページ)

#### 【意見】

(a) 委託料の計算過程の記録を残し、チェック体制を整備することが望ましい

平成21年2月から奈良交通から月別の乗車データを入手し、そのデータを長寿福祉課が「ACCESS」で集計し集計表を作成し、委託料を積算している。

サンプルとして平成21年2月および3月の乗車データと集計表、支出負担行為の金額を突合した。その結果、集計表と支出負担行為の金額は一致したが、乗車データの集計金額と集計表の金額が不一致であった。市が負担する必要のない隣接市のコミュニティバスのデータが乗車データに含まれているため、不一致が生じるとのことである。集計表を作成する際、乗車データの合計金額からこの隣接市のコミュニティバスのデータを差し引いて集計するとのことである。しかし、この計算過程を記録に残していなかった。この状態だと第三者から見て、乗車データの集計金額合計から委託料をどのように計算しているかわからない。

担当者のみが集計方法を把握している状態であると、担当者が変わった際に引き継ぎがうまくいかないといっ

た事態が生じる恐れがある。したがって、第三者がわかるよう委託料の計算過程の記録を残すことが必要である。また、計算過程を記録するだけでなく、上司等が計算過程の正確性をチェックする体制も併せて整備することが望まれる。

(b) 奈良交通の乗車データの生成過程を把握すべきである

市は奈良交通から毎月乗車データをフロッピーディスクで入手し、この乗車データをもとに委託料を計算している。この乗車データがどのように奈良交通の端末から抽出され、どのような方法でチェックされ、市へ提出されているかを確認していない。このままでは間違った乗車データが提出されてくる恐れもある。長寿福祉課では、乗車データと市で把握しているICカード発行データとをICカード番号により突合し、バス優待事業に係る乗車データであることを検証しているため、この段階で間違いを判明することができることである。しかし、この市が行う確認はあくまでも対象者以外のデータが含まれていないかの確認であり、データの信頼性(金額、経路等)の確認はできていない。

奈良交通側が保有する乗車データの端末から抽出したデータのチェックを奈良交通が適切に行っていれば、データの信頼性を確保できると考える。

したがって、市に提出される奈良交通の乗車データの生成過程を直接奈良交通にて見聞し、把握すべきである。

(c) 乗車データの分析を行い、今後の施策の方向性の検討に利用すべきである

乗車データは委託料の積算に利用されているが、現段階では分析は行っていない。どのような年齢層の者が乗車しているか、遠くまでかけているか、どの頻度で利用しているか等を分析することにより、利用の実態を把握できると考える。

また市は他市の状況を把握している(参考：「中核市及び県下一覧」)。

70歳を対象としているところが43市中22市ある。A市は「市内在住の要支援2、要介護1～5の認定を受けている者」を対象に、またB市は「市内在住の75歳以上の者」を対象に事業を行っている。他市の状況を鑑みると、市は今までに再三にわたって対象者の見直しをしているが、まだ検討する余地は残されていると考える。

乗車データの分析を行い、他市の状況も考慮し、今後の施策の方向性の検討に利用することが望ましい。

#### 【措置の内容】

(a) 月ごとに詳細な利用実績(市の負担額等)を集計し、委託料の計算過程として記録を残しています。またその集計結果を所属長に報告することでチェック体制を確立するようにしています。

(b) 指摘後、奈良交通から提出される乗車データの生成

及び集約過程の説明を直接奈良交通において受けており、疑問点があれば随時確認するようにしています。

(c) 利用者数・利用回数・運賃別利用者数など詳細なデータを管理しているので今後の施策に活用していきます。

#### 6. 万年青年クラブ等活動補助事業について

##### ①補助事業のあり方を検討する必要がある

(担当部署：長寿福祉課、平成21年度包括外部監査の結果報告書96ページ)

#### 【意見】

60歳以上の方の万年青年クラブへの加入は任意であり、昭和55年当時はクラブへの加入率は47%あったが、その後毎年減少して平成20年度においては、加入率は20%に過ぎない。これは、他市でも同様の傾向である。

この加入対象者である60歳以上のなかのわずか20%しか加入していない現状において、万年青年クラブ等活動補助金の交付が地方自治法上の「公益上必要ある場合は補助することができる」に該当するかどうか、はなはだ疑問である。

全体的に高齢化が進んでいるなか、60歳を超えても現役として働いている場合も多く、対象者を例えば70歳以上としても、平成21年4月1日現在、30%台にしかならない。

上記補助金は、万年青年クラブの上部団体である市万年青年クラブ連合会及び地区万年青年クラブ連合会にも交付されているので、連合会が実施している万年青年大会、友愛活動事業、健康増進活動、高齢者スポーツ大会等は高齢者全体を対象にした事業であり、公益性はあるとの考えはあるが、そうであれば、連合会に補助するのではなく、その事業そのものに補助すべきであると考えます。

老人福祉法第13条第1項においては「老人の心身の健康の保持に資するための教養講座、レクリエーションその他広く老人が自主的かつ積極的に参加することができる事業を実施するよう努めなければならない。」また、第2項においては「老人の福祉を増進することを目的とする事業の振興を図るとともに、老人クラブその他当該事業を行う者に対して、適当な援助をするように努めなければならない。」と定められている。

この趣旨に基づき、高齢者の福祉施策のなかで、万年青年クラブ等の団体に補助するのではなく、万年青年大会、スポーツ大会など連合会が実施している市全体の事業そのものに補助する仕組みを検討する必要がある。

また、補助金交付額よりも次年度繰越金の方が多いクラブが、371クラブのうち50(連合会含む)ある。この次年度繰越金は自己収入部分が原資となっているが、このようなクラブについて果たして補助金を必要としているかどうかの問題もあるため、今後は万年青年クラブ等の各団体に補助するだけでなく、市全体の事業そのものに援助する方策を検討する必要がある。

#### <図表省略>

#### 【措置の内容】

超高齢者社会を迎え、高齢者が高齢者を支える社会づくりが不可欠という状況を踏まえて検討した結果、国庫補助

対象に該当することから、事業そのものに補助するのではなく、市万年青年連合会及び地区万年青年連合会、単位クラブへの補助事業の継続としました。補助対象事業から趣味・教養講座を除外し、社会活動を地域福祉活動に資する事業へと転換しました。

#### 7. 老人福祉センター運営管理事業について

##### ①施設のあり方を検討する必要がある

(担当部署：長寿福祉課、平成21年度包括外部監査の結果報告書102ページ)

#### 【意見】

「奈良市老人福祉センター条例第2条の2」センターにおいて実施する事業は次のとおりとすると定められている。

- 1) 老人の健康相談及び身上相談に関すること。
- 2) 老人の教養向上のための講座の開催に関すること。
- 3) レクリエーション、趣味活動等の指導促進に関すること。
- 4) 万年青年クラブ活動の指導育成に関すること。
- 5) その他センターの設置目的を達成するために必要な事業

実施事業のトップに掲げられている相談事業の実施状況は、下記のとおり、上記2) 3)の実施事業に比して件数が少ない。

東老春の家においては、この背景としては次のことが考えられる。当初は健康相談室で相談業務を行っていた。しかし、老春の家の主要事業の1つである万年青年クラブの育成についての資料には会員名などの個人情報があり、個人情報保護のため健康相談室を万年青年クラブ事務局が使用することとした。現在は事務室で相談業務を行っている。なお今後は、相談スペースの確保に努めるとのことである。また、相談を受けた内容がわかる資料を残していなかった。

#### <図表省略>

老人福祉センターは、市内在住の60歳以上の高齢者の各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのために設置された施設であるが、現状は、囲碁、将棋、謡曲、詩吟、書道、茶道、盆栽、民謡、俳句、民舞、カラオケの同好の会がつくられ、もっぱら高齢者の教養の向上及びレクリエーションのためのコミュニティの場になっている。

高齢者の数が増加しているにもかかわらず、健康増進、教養の向上等のニーズが多様化していることから、毎年の利用者数は北老春の家を除いて毎年減少し、ピーク時の利用者数の5～7割程度まで落ち込んでいること、また類似の施設は公民館等や民間でもあることから、高齢者のみを対象とするだけでなく、もっと広く地域のコミュニティ施設として活用する等、当該施設のあり方を再検討する必要がある。

#### 【措置の内容】

事業仕分けで、高齢者だけのための施設ではなく、他の世代と交流できる施設にするのが望ましいとの意見もあり、高齢者だけでなく子育て親子を対象とした施設として、平

成22年4月より、週3日、また7月からは、週5日（開館日すべて）子育てコーナーを開設して、子育て親子の交流及び集いの場の提供、子育てに関する相談、講習の実施及び地域の子育て関連情報の提供を行っています。

(平成23年3月23日揭示済)

**奈良市監査委員告示第5号**

地方自治法第242条第9項の規定により必要な措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成23年3月25日

奈良市監査委員 吉田 肇  
同 中和田 守  
同 高杉 美根子  
同 松石 聖一  
奈良市活第113号  
平成23年3月18日

奈良市監査委員 様

奈良市長 仲川 元庸

住民監査請求の監査結果に対する措置について（通知）

平成22年11月30日付け奈監第96号で勧告のあったことについて、地方自治法第242条第9項の規定に基づき、下記のとおり必要な措置を講じたので、通知します。

記

1. 措置すべき内容

二名地区自治連合会を除くその他47地区自治連合会に交付した平成21年度奈良市地域活動推進交付金が、奈良市地域活動推進交付金交付要綱に基づき適正に支出されたかどうか精査し、交付対象事業経費の合計金額が当該地区交付金額に満たない場合は、所要の措置を講じること。

2. 講じた措置

二名地区自治連合会を除くその他47地区自治連合会に交付した平成21年度奈良市地域活動推進交付金について、奈良市地域活動推進交付金交付要綱に基づき適正に支出されたかどうか全面的な精査を行なった結果、46地区自治連合会に対する交付金は、交付目的どおり適正に支出されたと判断しました。

1地区自治連合会については、交付対象事業経費の合計金額が、当該地区交付額に満たなかったため、交付金の一部（金77,782円）の返還を求め、平成23年3月17日付けで、収入いたしました。

平成21年度 奈良市地域活動推進交付金

自治連合会名	交付額	決算額	交付要綱第3条対象経費
椿井	252,850	2,662,601	262,797
飛鳥	404,550	2,449,260	407,578
鼓阪	284,300	624,281	382,281
済美	372,200	3,815,024	389,742

佐保	405,300	4,150,526	408,450
大宮	361,700	1,265,679	450,598
佐保台	185,650	1,648,358	315,120
佐保川	314,350	1,272,636	347,751
済美南	259,150	619,319	263,819
大安寺	231,350	612,030	250,752
大安寺西	322,150	1,263,713	390,615
東市	277,600	2,913,127	281,249
明治	289,500	1,827,949	306,500
辰市	300,850	1,708,653	400,000
帯解	214,850	1,799,522	335,700
精華	165,900	2,459,764	266,446
都跡	373,550	2,227,737	421,018
六条	367,450	1,450,485	431,187
平城	450,350	3,696,799	465,964
伏見	384,100	2,337,153	600,794
伏見南	266,550	1,801,395	489,200
西大寺北	278,150	5,213,336	293,200
青和	255,500	1,400,001	282,912
平城西	219,500	2,303,749	378,576
東登美ヶ丘	204,650	2,710,249	126,868
鶴舞	197,100	1,294,642	214,173
富雄	355,600	942,495	360,795
あやめ池	301,650	7,514,103	514,950
学園南	190,350	767,471	280,000
富雄南	252,800	1,331,015	296,983
鳥見	306,200	6,766,443	349,750
富雄第三	302,450	1,851,775	302,450
学園三碓	219,850	1,620,782	294,762
田原	188,750	3,596,837	269,446
柳生	169,200	1,652,608	199,384
大柳生	166,950	2,292,662	217,800
東里	162,050	2,270,745	180,552
狭川	157,900	2,389,930	193,838
神功	241,250	1,639,649	256,288
右京	259,700	1,154,020	300,365
朱雀	251,750	1,303,828	312,359
左京	219,900	882,850	376,331
月ヶ瀬	173,400	1,192,273	207,958

並 松	171,850	274,200	259,200
吐 山	166,850	695,945	169,445
都 祁	174,650	302,999	249,115
六 郷	169,000	225,500	189,000
計	12,241,250	96,196,118	14,944,061

(平成23年 3月25日揭示済)

**奈良市監査委員告示第 6 号**

地方自治法第199条第 4 項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により公表します。  
平成23年 3月29日

奈良市監査委員 吉 田 肇  
同 中和田 守  
同 高 杉 美根子  
同 松 石 聖 一  
奈 監 第 2 6 号  
平成23年 3月28日

奈良市長 仲川元庸様

奈良市議会議長 山本清様

奈良市監査委員 吉 田 肇  
同 中和田 守  
同 高 杉 美根子  
同 松 石 聖 一

定期監査の結果について

地方自治法第199条第 4 項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により報告します。

1 監査対象

環境清美部 業務改善課 施設課 リサイクル推進課 まち美化推進課 土地改良清美事務所 (奈良阪処分地管理事務所含む。)

都市整備部

都市計画室 都市計画課 公園緑地課  
まちづくり指導室 開発指導課 建築指導課 景観課

建設部

道路室 道路維持課 街路課  
下水道室 河川課  
営繕課 住宅課

会計課

監査委員事務局

監査課

議会事務局

庶務課

(水道局)

業務部

経営管理課 (情報管理室含む。)  
経理課

技術部

漏水対策課 工務課 東部管理課

浄水場

浄水課

2 監査期間

平成23年 1月17日～同年 3月28日

3 監査方法

平成22年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた平成22年11月末日現在 (水道局については、同年12月末日現在) の資料に基づき、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査・照合を行う方法で実施した。

4 監査結果

監査した財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、一部において改善を要する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

環境清美部

リサイクル推進課

(I) 資源回収品売却処分収入 (アルミ缶、スチール缶、ペットボトル、飲料用紙パック) 及びごみリサイクル品売却処分収入 (再利用自転車、原動機付自転車) について

ア 滞納繰越分の収入未済額は、年々増加しており、特にアルミ缶の売却処分収入は約 2 倍に増加している。文書による督促・催告を行い、積極的な債権回収に努められたい。

また、滞納の原因の一つが市場価格の変動にあるとのことであるので、売却単価の入札回数を増やす等、滞納を未然に防ぐ方策を検討されたい。

イ アルミ缶売却処分収入の調定票の起票について、本来、平成21年度であるべき歳入が年度を越えて起票されるなど大幅な遅延が認められた。また、一部の調定票が起票されておらず、納入通知書が納入義務者 (資源回収業者) に発行されていなかった。

遅滞なく調定票を起票し、速やかに納入通知書を発行されたい。

ウ 資源回収品売却収入の調定票及び納入通知書に、納期限を定めていないものが多く見受けられた。納期限は、地方自治法施行令第154条第 3 項に基づき適正に定められたい。

エ アルミ缶、スチール缶、飲料用紙パックの売却処分収入の調定票に、調定金額の算出根拠となる搬出確認書や計量伝票が添付されていない例や搬出確認書の計数に誤りが見受けられた。

適正に事務処理をされたい。

オ 業者が資源回収品の買い受け額を市に納める場合、市はその収入について、一度に全額を徴収することを原則としているが、地方自

治法施行令第171条の6第1項各号に該当する場合は、履行期限の延長や金額を分割する特約を行うことができるとされている。

再利用自転車の売却処分収入を分割して収入する調定において、分割の特約を行う意思決定（決裁）が行われておらず、分割納付に関する交渉記録や納付の予定表等もなかった。

また、分割した調定は、全て同日付けの納期限となっていた。

さらに、分割前の調定の減額（取消）をしなかったため、調定が重複していた。

分割の趣旨に即して、適正に事務処理をされたい。

- (2) リサイクル推進課分室賃貸借契約及び再生资源処理作業員詰所賃貸借契約の賃借料を全額前払いしていた。

この前払いは、地方自治法施行令第163条第1号から第8号までのいずれの号にも該当しないので、支払方法を改められたい。

#### まち美化推進課

奈良市公用車管理規則第18条に基づき作成される運転報告書において、燃料注入量の記載漏れが多く見受けられた。適正に記載されたい。

また、給油伝票を使用せずに燃料を注入している場合が見受けられたので使用を徹底されたい。

#### 建設部

##### 街路課

大和中央道（敷島工区）の用地取得における損失補償額の調査を委託しているが、この報告書において、家主に対して支払う家賃減収補償費の算出基礎である家賃月額を証する書類が添付されていないかった。

補償額の算出根拠となる書類を適切に整えられたい。

##### 住宅課

- (1) 住宅管理費使用料の滞納繰越分の収入未済額は年々増加している。

今年度、課内の滞納整理にあたるチーム体制を充実させたところであるが、今後とも負担の公平を期するため、積極的な徴収努力をされたい。

また、収入の未申告者に対しては近傍同種の住宅の家賃としているが、奈良市営住宅条例第18条第1項に基づき、入居者が収入の申告手続きをするよう、今後も徹底して指導されたい。

- (2) 雑入における違約金及びそれに係るその他雑入の滞納繰越分の収入未済額は、平成18年度の第10号（古市町）市営住宅建替工事（A-12工区）の入札における談合による、契約解除違約金及び前払余剰金である。

債務者は、破産手続により平成20年9月2日

に免責決定を受けており、自主的納付の可能性がなければ債権放棄についても検討されたい。

#### 会計課

庁用各種燃料供給（調達価格）契約のうち、ガソリン、軽油等については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき奈良県石油協同組合奈良支部と随意契約を締結しているが、その理由が記載されていなかった。

随意契約によることとした理由を明記されたい。

#### (水道局)

##### 業務部

経営管理課（情報管理室含む。）

- (1) 日本語ラインプリンタの使用に際し、機器のリース代を主とする「賃貸借及び保守に関する契約」をリース会社と締結している。

それとは別に「管理委託契約」を機器メーカーと締結している。

しかし、機器メーカーとの契約の内容は、当該機器の管理業務ではなく、単に印刷枚数に応じた料金を支払う従量課金についてのものであるため、この契約の相手方は、機器メーカーではなくリース会社とされたい。また、契約内容に合った契約名称及び支出科目に改められたい。

- (2) 複写機のリースにおいて、コピー枚数（積算カウンター料金）により、委託料として支出している。

地方財務実務提要によれば、コピー枚数により料金が変動するという事は、その使用量により点検整備の程度、必要部品（現像剤を含み、用紙を除く。）の交換、補充量が増減するものと考えられ、カウンター料金は、定期的な修繕及び消耗品の購入代で、支出科目は需用費が適当であり、委託料にはなじまないと解されるため、支出科目を改められたい。

#### 技術部

##### 東部管理課

複写機のリースにおいて、コピー枚数（積算カウンター料金）により、委託料として支出している。

地方財務実務提要によれば、コピー枚数により料金が変動するという事は、その使用量により点検整備の程度、必要部品（現像剤を含み、用紙を除く。）の交換、補充量が増減するものと考えられ、カウンター料金は、定期的な修繕及び消耗品の購入代で、支出科目は需用費が適当であり、委託料にはなじまないと解されるため、支出科目を改められたい。

##### 浄水場 浄水課

- (1) 各施設構内清美委託において、社団法人 奈良市シルバー人材センターと委託契約しているが、特記仕様書などから業務形態を判断すると

委託ではなく役務の提供であると思われる。

実態に合った支出科目を検討されたい。

- (2) 複写機のリースにおいて、コピー枚数（積算カウンター料金）により、委託料として支出している。

地方財務実務提要によれば、コピー枚数により料金が変動するということは、その使用量により点検整備の程度、必要部品（現像剤を含み、用紙を除く。）の交換、補充量が増減するものと考えられ、カウンター料金は、定期的な修繕及び消耗品の購入代で、支出科目は需用費が適当であり、委託料にはなじまないと解されるため、支出科目を改められたい。

(平成23年3月29日揭示済)

## 奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。